日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

①法人名称	学校法人同朋学園
②設置大学名称	名古屋音楽大学
③担当部署	事務部学務課
④問合せ先	052-411-1115 shomu_on@meion.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年9月26日
⑥点検結果の公表日	2025年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.meion.ac.jp/education_info/
⑧本協会による公表	●承諾する ○否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

中华语口(1)	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神や基本理念、教育目的等は、大学ホームペ
念及び教育目的の明示	ージ等を通じて、学生をはじめステークホルダーに対
	して明示している。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーにつ
の方針」、「教育課程編	いては、学部は各コース、大学院は各専攻で作成して
成・実施の方針」及び	いる。ディプロマポリシーについては、学部は演奏
「入学者受入れの方	系・非演奏系ごと、大学院は各専攻で策定しており、
針」の実質化	学生等に対して、入学から卒業に至るまでを明確に示
	すとともに、自己点検・評価を実施し、見直し等必要
	な改善に取り組んでいる。
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	学長はリーダーシップを発揮して教学運営を統括し、
の明確化	教授会等が果たす役割や権限等については、各種規程
	に則り、明確化している。
実施項目1-14	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、大学の運営に係わる各種会議に
	構成員として双方が参加し、教職協働体制を確保する
	など、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・
	運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行ってい
	る。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係	中期計画に基づき、FD、SD 研修会を学園全体や大学で
る取組みの基本方針・	毎年実施する等、教職員の資質向上に向けた研修を実
年次計画の策定及び推	施している。
進	

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	2025~2029年度の中期計画の策定にあたっては、3大学
針の明確化及び具体性	と高校及び法人本部の学長、校長、事務局長で構成す
のある計画の策定	る所属長会において審議し、理事会承認を経て決定し
	た。幼稚園を含む全機関それぞれが抱える将来構想と
	内外の課題を踏まえた上で、中期計画のビジョンを
	「往き交う」という言葉に託し、全機関が連携協働し
	つつ発展を目指すこととし、具体的な計画と達成目標
	を設定した。

実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	中期計画や指標に基づき、各部署において進捗管理を
管理	行い、諸会議において進捗状況を確認し、計画実現に
	向けて取り組んでいる。また、3 か月ごとに行う理事長
	及び業務執行理事の職務執行報告を理事会で行う際に
	中期計画の進捗状況と到達状況を報告することで進捗
	を管理している。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づく人材育成とともに、名古屋音楽大
材の育成	学附属音楽アカデミー"音楽教室"を開設し、幼児・
	小学生の情操教育や音大受験の対策、高齢者の生涯学
	習など、幅広い方々に音楽の楽しさを学ぶ機会を提供
	している。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	自治体やプロの演奏団体等と連携協定を締結し、教
推進	育・研究・学生活動に多様な成果を上げている。ま
	た、名古屋音楽大学附属音楽アカデミー"音楽教室"
	において、幅広い層への学びの機会を提供し、地域貢
	献に努めている。さらに学内で催される演奏会等を一
	般にも公開しており、コミュニティの場としての音楽
	大学を実現している。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	性別、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員
の充実	等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めて
	いる。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事1名(総数14
配慮	名)、監事1名(総数2名)、評議員4名(総数17名)
	の女性を登用している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成については「寄附行為」及び「寄
明確化及び選任過程の	附行為細則」の中で理事長・理事・業務執行理事・常
透明性の確保	任理事の職務を定め明確にしている。理事選任のため
	の選任機関を「寄附行為」では理事会と定め、「寄附行

	為第6条3項」に則り、評議員の意見を十分に参酌した
	上で適切に理事を選任している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会は定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に
確保及び評議員会との	開催し、法令及び「寄附行為」に則り運営している。
協働体制の確立	必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で
	業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会
	議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可
	能としている。理事会及び評議員会の役割、権限及び
	体制や運営に関することを「寄附行為」及び「寄附行
	為細則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行
	っている。理事会・評議員会で決定した事業計画や方
	針に基づく法人の日常業務運営は、理事長及び常任理
	事で構成される常任理事会で審議し、執行している。
	常任理事会の運営に関することは「寄附行為細則」に
	定め、適切に常任理事会を運営している。理事会と評
	議員会の決議が異なる場合については「寄附行為第 48
	条」に基づき、理事・評議員会を開催し、協議を行う
	こととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会
	の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報
	については「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づ
	き適切に作成、保存及び管理している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	適宜理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、
修機会の充実	情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会
	議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。学校
	法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得
	するため、「私立大学新任理事・評議員ハンドブック
	(一般社団法人日本能率協会)」を配付し適宜レクチャ
	ーを行っている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に
選任基準の明確化及び	定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議
選任過程の透明性の確	により選任している。会計監査人は、理事会で決議さ
保	れた選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評
	議員会の決議により選任している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監
内部監査室等の連携	査規程」及び「内部監査規程」に定めている。監事は
	会計監査人及び内部監査室と適宜情報交換や協同して
	調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実

	施している。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を
修機会の充実	習得するため、監事研修会を実施している。また過去
	の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備してい
	る。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

からし 日 成兵五の円	
実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」
性・構成割合について	に定め明確にしている。評議員選任のための選考機関
の考え方の明確化及び	を「寄附行為」に基づき評議員会と定め、「寄附行為」
選任過程の透明性の確	に則り適切に評議員選任を行っている。
保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を
の確保及び理事会との	「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び
協働体制の確立	評議員会の役割、権限及び体制や運営に関しても「寄
	附行為」に定め、評議員会で出された意見等は理事会
	で報告するなど適切に運営している。理事会と評議員
	会の決議が異なる場合については、「寄附行為第48条」
	に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行う
	こととなっている。理事会、評議員会及び常任理事会
	の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報
	について、「寄附行為」及び「寄附行為細則」に基づ
	き、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報
研修機会の充実	告し、情報提供を行っている。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	学校法人同朋学園リスク管理規程に基づき、管理体
整備及び事業継続計画	制、平常時の対応、緊急時の対応等を規定してリスク
の策定・活用	管理委員会を組織し、重要事項を審議している。ま
	た、災害に備えた訓練を学生・教職員対象に年1回実施
	している。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令や諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、内
制整備	部通報窓口を設置するなど体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	法人運営や教育研究活動等の状況を、学園および本学
方針の策定	ホームページの情報公開において公表している。
実施項目 4 - 1②	説明
ステークホルダーへの	ステークホルダーへの情報公開においては、対象ごと
理解促進のための公開	に Web サイト等を活用し公表している。特に、学生へ
の工夫	は、専用のポータルサイトを活用し情報を伝えてい
	る。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明